

南砺市安全・安心な道路整備5箇年計画について

1. 策定の趣旨

南砺市では、平成18年3月に市道路網整備計画を策定し、順次道路整備を進めてきました。

しかし、消防署所再編や(仮称)南砺スマートインターチェンジの開設に伴う、アクセス道路整備の他、通学路の安全確保等、早期に対応すべき案件が生じており、今後の道路整備は、短期間に集中して行う必要性が高まってきました。

そこで、限られた財源の中で、安全・安心で均衡のとれた地域づくりに必要な道路整備を進めるために、5年間(平成25年度～平成29年度)で新規に着手すべき路線を、下記手順で決定します。

2. 作業手順

- ① 各種計画、市民からの要望を基に整備候補路線を抽出します。
- ② 整備候補路線を次の1～4の種別に分類し、路線毎の事業費を算出します。
 1. 公共性を最優先として整備すべき路線(幹線道路、公共施設等へのアクセス道路)
 2. 消防署所再編に伴う緊急搬送道路として整備すべき路線
 3. 生活環境向上を最優先として整備すべき路線(生活道路)
 4. 安全確保を最優先として整備すべき路線(交差点改良、危険箇所等の部分改良、通学路における歩道設置等)
- ③ 庁内関係課長等で組織する道路評価委員会において、種別毎に道路評価基準(評価項目・評価点)の設定を行い、採点します(評価項目の例:交通量、受益戸数、現況道路の構造等)。
- ④ 財政計画に基づき5年間の道路事業費を設定します。
- ⑤ 採点順位と整備方針及び財政計画等との整合性を検証したうえで優先順位の決定を行い、5年間で新規に着手すべき路線を決定します。

3. これまでの作業

- ① 庁内関係係長で組織したワーキンググループにおいて、整備候補路線及び道路評価基準の素案を作成(3回開催)
- ② 庁内関係課長で組織した道路評価委員会において、整備候補路線及び道路評価基準の案を作成(3回開催)
- ③ これまでに、整備候補路線の分類と採点作業をほぼ終了し、現在、市財政計画との調整作業中

■評価対象路線・・・道路の基本構造を改造する路線を対象(舗装、維持修繕、消雪工事等は含まない)

- | | | | |
|------------------------------|---|---|-------|
| 1. 公共性を最優先として整備すべき路線 | } | → | 27 路線 |
| 2. 消防署所再編に伴う緊急搬送道路として整備すべき路線 | | | |
| 3. 生活環境向上を最優先として整備すべき路線 | | | 60 路線 |
| 4. 安全確保を最優先として整備すべき路線 | | | 46 路線 |

計 133 路線について評価を行いました

4. 今後の予定

2月 道路整備5箇年計画(案)の作成

3月 道路整備計画5箇年計画(案)を公表して、意見公募を行い、提出された意見を考慮して決定

道路評価基準(案)

評価の指標		評価項目	区分
必要性	道路需要	自動車の交通量	1500台/日以上 500台～1500台未満 500台未満
		受益戸数	6戸以上 2～5戸 1戸
	道路構造	現況の道路幅員	6.5m未満 4.0m未満
		舗装	なし
		歩道(2m以上)の設置	なし
		路側帯の幅員	1m未満
		前後区間との道路幅員の差	1m以上
	道路構造令の適合	非適合	
	道路設置間隔	代替路線	なし
	重要性	交通機能	主要幹線道路への接続
2車線道路への接続			連結 接続
公共的施設へのアクセス			市民生活に不可欠な施設) 市有施設で不特定多数が利用
企業団地等へのアクセス			該当
道路利用		バス路線	該当
		通学路	該当
消防署所再編関連		緊急車両到着時間の短縮効果	該当
		緊急車両到着遅延地域(6.5m未満)	該当
路線位置付け		震災時緊急通行確保路線	該当
		各種計画の位置付け	該当
緊急性	整備の緊急性	関連事業	あり
		通学路緊急合同点検による 要対策必要箇所	該当
		過去1年の交通事故発生箇所	該当

事業実施 の環境	事業の継続	路線の連続性	前後区間が整備済 前後のどちらかが整備済
		歩道(2m以上)の連続性	前後区間が整備済 前後のどちらかが整備済
	事業の抑制	大規模補修工事等の履歴	なし
		関係機関との協議調整	なし
		大型構造物	なし
		支障となる家屋等	なし
	事業の促進	地元の協力体制	あり